

横須賀市地球温暖化対策地域協議会
令和2年度第2回理事会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年6月25日(木) 10時30分～11時00分
- 2 会 場 ヴェルクよこすか 第1会議室
- 3 出席者 理 事 8名
(元木理事、高橋(正)理事、小嶋理事、榎本理事、後藤理事、工藤理事、
田中理事、金野理事)
事 務 局 4名
(松尾事務局長、安田事務局次長、田上事務員、天野事務員)
横須賀市 1名
(藤田環境政策部長)
- 4 会議内容
 - (1) 開 会
 - ・事務局から、本協議会規約(以下、「規約」という)第11条3項の規定により理事会が成立することを報告した。
 - (2) 議題
 - ①議題1 会長及び副会長の選任について
 - ・事務局から、会長及び副会長の選任方法について説明した。
 - ・事務局から、会長及び副会長は元木理事及び高橋(正)理事の留任を軸に、他の立候補又は推薦がある場合には発言いただくことを提案した。
 - ・事務局からの提案どおり、会長及び副会長の留任が決定した。
 - ・質疑応答は特になし。
 - ②議題2 書面会議の方法について
 - ・事務局から、書面会議の方法について、資料2に沿って説明した。
 - ・事務局から、書面会議の方法は規約第20条の規定に基づき定めることとしたい旨を説明したが、理事から規約に記載してはどうかとの意見があがった。
 - ・規約改正は総会での決定事項となるため、当面の措置として、事務局からの説明のとおり、規約第20条の規定に基づき定めることとし、来年度の総会における規約改正により、規約に記載していく方向で決定した。
 - ・質疑応答は以下のとおり。

(理 事) 規約は協議会の上位の規定であるが、実施方法案は規約のどこから出てくるのか分からないため、規約に明記すべきではないか。
例えば、規約第11条に明記した方が、より明確かと思うがいかがか。

(事務局) ご提案いただいたように規約の中に明記する方法も可能であり、その方が良いということであれば、そのように対応したい。

(会 長) 今の意見を聞くと、規約に明記した方が良いと感じた。

(事務局) それでは、次回理事会で規約の改正案を示すこととしたいが、それまではこの実施方法案を規約第20条に基づくものとしてご決議していただきたい。

(会 長) 皆様いかがか。

(事務局) なお、規約改正は規約第12条4項2号より総会で決定することになるため、本日もご決議いただいた場合には、来年度の総会までの1年間は規約第20条に基づくものとして運用し、来年度の総会で規約改正を行う方向で進めることとしたい。

(会 長) 規約第20条に基づいた実施方法でも内容的に間違いはなく、良くまとめられていて、また、今後の会議が通常開催できるか不透明な部分もあることから、事務局の提案どおり進めていきたいと思うが、皆様いかがか。

[異議なしの声]

(会 長) それでは、そのように進めることとする。

③議題3 令和2年度事業計画の変更・中止等及び対応について

・事務局から、事業計画に関することは規約第11条に基づき理事会で協議・決定することとしているが、今後、新型コロナウイルスの影響が不透明な状況の中で、事業計画の変更・中止等については、今年度に限り、会長やプロジェクトチームリーダーと相談のうえ決定していくとともに、これらに関連する予算の補正・流用については、直近又は年度末の理事会で一括してご承認いただくなどの対応をお願いしたい旨を説明し、承認された。

・質疑応答は特になし。

(3) その他

①次回の理事会の開催について

・事務局から、次回の第3回理事会は「令和2年度上半期事業報告及び上半期予算執行状況報告について」を議題として、10月中旬頃の開催を予定している旨を説明した。

・質疑応答は特になし。

(4) 閉会